

「情報流通プラットフォーム対処法関係ガイドライン」等の一部改訂について

令和7年4月15日から4月30日までの間、「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」、「著作権関係ガイドライン」、「商標権関係ガイドライン」及び「発信者情報開示関係ガイドライン」の一部改訂について意見募集を行なったところ、2件のご意見の提出がありました。

提出されたご意見及びそれらに対する考え方を公表するとともに、各ガイドラインの改訂版を公表します。

1. 改訂概要

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が改正され、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」としてこの4月1日に施行されました。

改正法の施行にあわせて、総務省から「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」等も施行されておりますが、当協議会ではこれらの施行をふまえ、4つのガイドラインの見直しを行い、この度、公表いたします。